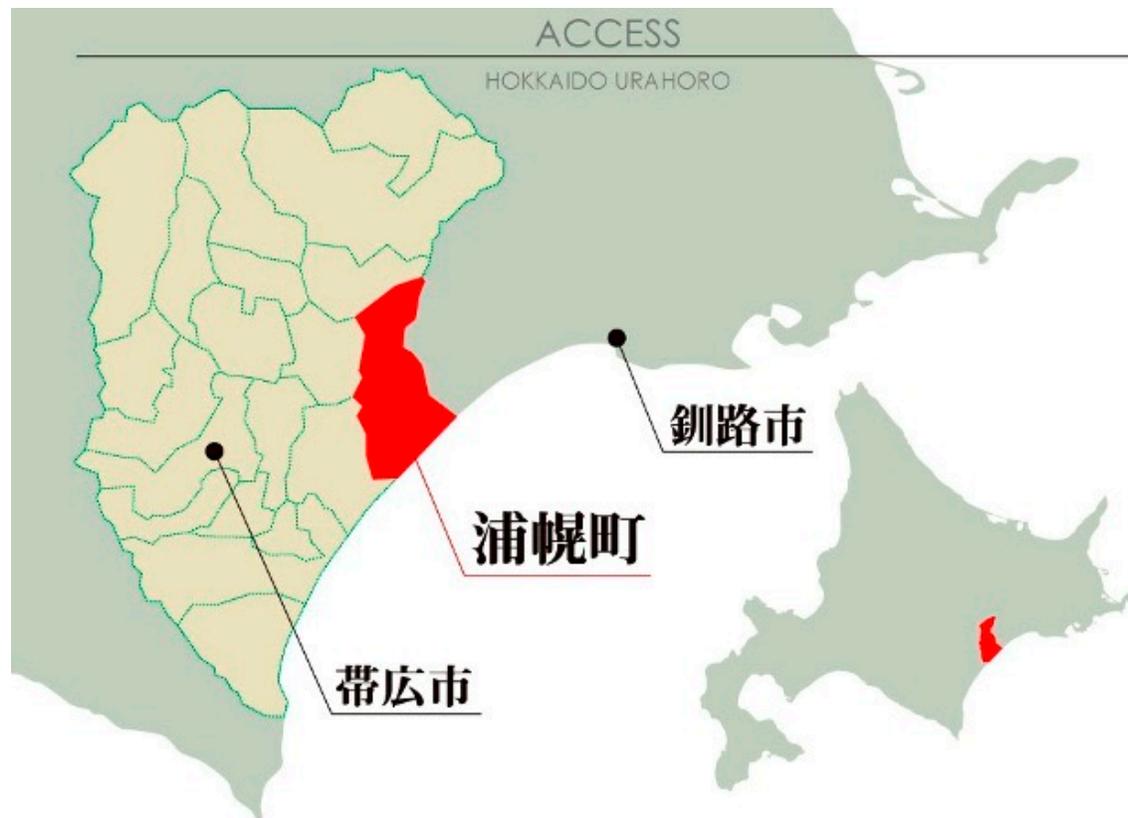


地方博物館とアイヌ民族との関わり



持田 誠 (浦幌町立博物館)

■ 浦幌町立博物館とは？



北海道十勝地方（道東）

帯広～釧路の中間（どちらからも60kmくらい）

浦幌町は人口約4200名。主産業は畑作・酪農・林業・漁業。

前身の浦幌町郷土博物館は1969年に十勝地方で最初の学芸員配置館（博物館）として開館。現館は1999年12月に開館。

遺跡が多く、もともと旧石器時代～擦文時代にかけての出土遺物を中心に展示。

東十勝と白糠丘陵一帯の自然・歴史・民俗文化に関する資料を収集保存・調査し、展示する博物館。

図書館・教育委員会事務局併設の複合施設。
入館は無料。10:00～18:00。毎週月曜日と、祝日の翌平日、毎月最終平日休館。

館長は兼任で常時不在（教育次長・課長職）。
学芸員（係長職）、事務職員（再任用職員・主査）1名で運営。

浦幌町立博物館のアイヌ展示（常設展示）



- 常設展示室では「アイヌ文化の伝製品」コーナーがある。
- 展示資料は、1969年の旧浦幌町郷土博物館開設時に、浦幌町愛牛に居住の長浜清蔵氏、古川千代氏から寄贈された民具と、浦幌町十勝太にあった旧十勝小学校から移管した民具。タマサイ、イクパスイ、シントコなどがある。
- 2021年～2022年に北海道博物館と群馬県立歴史博物館で開催された企画展「アイヌのくらし」展で展示。展示にあたり、瀧口夕美氏が、当館へ資料が寄贈されたことの経過や、脚が途中で切断されているシントコについて、当時は底にクッションとしてのゴムをまき「砂糖入れ」として用いていたことなどを証言している（図録『アイヌのくらしー時代・地域・さまざまな姿』pp.254-261）。
- アイヌ資料を「工芸品」としてではなく、生活用具としての「民具」としての側面から評価する上で、本展は重要な機会になったと考えている。こうした情報を常設展に反映させていく。

浦幌町立博物館のアイヌ展示（企画展示）



- 企画展示として、毎年1回、ラポロアイヌネイションとの共催による「アイヌ伝統文化作品展」を開催している。
- ラポロアイヌネイションと浦幌町立博物館との共催で毎年開催されている「アイヌ刺繍教室」受講生の作品を中心に、講師やラポロアイヌネイション会員の作品などを随時おろりまぜながら展示している。会期は5月連休を挟んだ約1ヶ月間。
- この展示会を目標に、製作活動の場として、博物館の学芸員室や中央公民館を提供しており、毎週火曜日の午後が活動日にあてられている。
- 展示はラポロアイヌネイションの会員が行う。

浦幌町立博物館のアイヌ展示（常設展示室内特設展示）



- 常設展示室内に、北海道大学や東京大学から返還されたアイヌ遺骨の副葬品。
- 考古学コーナーからの延長にあり、当館が収蔵してきた文化財遺骨（2019年に返還）副葬品とともに紹介している。

1934（昭和 9）年に、当時の浦幌村愛牛地区に存在したアイヌ墓地の人骨数十体が、北海道帝国大学（現北海道大学）医学部の研究者によって持ち去られました。当時、同様の遺骨採集と研究が、各地で行われていました。これらの遺骨については、研究材料として戦後も永く各地の大学で保管され、浦幌のアイヌ協会が返還を求めています。

2017（平成 29）年と 2018 年の 2 回にわたり、北海道大学から合計 95 体の遺骨が浦幌へ返還され、町営浦幌墓園へ再埋葬されました。2019 年には札幌医大から 1 体、2020 年には東京大学からも 6 体の遺骨が返還されました。

その際、遺骨と共に持ち去られた副葬品も返還されましたが、浦幌アイヌ協会のご意向により、これらは浦幌町立博物館へ一括寄贈されました。ここでは、その一部を公開しています。

浦幌町立博物館のアイヌ展示（常設展示室内特設展示）



- 資料の大半は劣化が激しく、収蔵庫にて密封保管。一部について公開している。
- 今後、順次、保存処理（脱塩・コーティング）を実施（施工委託業者：イビソク仙台支社）。
- 2022年度は、鉄製品6点（エムシ、毛抜き、セツパ、クンキ）
- 2023年度は、鉄製品5点（エムシ、マキリ）
- 2024年度は、鉄製品5点を予定。

浦幌町立博物館のアイヌ展示（常設展示室内特設展示）



- なぜ副葬品が、遺骨とともに再埋葬されずに博物館にあるのか？
- 遺骨返還に際して、浦幌アイヌ協会（当時）から博物館へ「副葬品は博物館で引き取って欲しい」と申し入れがあった。
- 「研究資料として活用して欲しい」
- 「大学が研究用に遺骨を持ち去ったという出来事が実際にあったのだということを、歴史として後世に伝えていって欲しい」
- 博物館は、地域の歴史、アイヌ史として、この意向を常設展示のなかで適切に伝えていく義務がある。

[故郷へ還ったアイヌ遺骨と副葬品は何を語るか？](#)

（北海道博物館協会学芸職員部会コラムリレー「北海道150年学芸員にはどう見える？」第13回）

浦幌町立博物館のアイヌ展示（常設展示室内特設展示）



- 文化財遺骨の返還を実施
- 1974年8月に発掘された「十勝太若月遺跡」から出土の、近世アイヌ女性と思われる人骨1体を、旧浦幌町郷土博物館時代から収蔵。
- 『十勝太若月遺跡第三次発掘調査報告書』に記載。
- 博物館が所蔵する文化財人骨の返還は、日本では浦幌町立博物館が最初となった。



十勝太若月遺跡出土人骨の副葬品と思われる鉄製品とウルシ片の展示

浦幌町立博物館のアイヌ展示（常設展示室内特設展示）

31 文企調第 3 号
平成 31 年 4 月 2 日

関係施設の長 殿

文化庁企画調整課長
榎 本 剛



博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する調査（個別）及び意向調査について（依頼）

文化行政の推進については、平素より御協力いただき、誠にありがとうございます。

過去に発掘及び収集され、各地の大学において保管されているアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）については、先住民族にその遺骨等を返還することが世界的な潮流となっていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、アイヌの人々への遺骨等の返還を進め、直ちに返還できない遺骨等については、国が北海道白老町において整備を進めている慰霊施設に集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々の受入体制が整うまでの間の適切な保管を行うこととしております。

このような状況を踏まえ、文化庁では、博物館等において保管するアイヌ遺骨等についても、同様の対応を図るに当たり、博物館等における保管の状況や今後の取扱いに係る各施設の意向について、改めて調査を行うことといたしました。

つきましては、別紙「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する調査（個別）及び意向調査実施要領」に基づき、平成 31 年 5 月 17 日（金）までに御回答くださいますようお願いいたします。

(担当)
企画調整課アイヌ文化振興係
佐伯、小杉
電 話：03-6734-4785（直通）
E-mail: ainu-chousa@next.go.jp

- きっかけは文化庁（最初は文部科学省）の「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況調査」
- 浦幌町立博物館にもアイヌ人骨の所蔵がある
→実は最初、私は知らなかったので「無い」と回答してしまっていた。
- 所蔵を確認し、その取扱い方法について検討。

浦幌町立博物館のアイヌ展示（常設展示室内特設展示）

<報告>

博物館所蔵近世アイヌ遺骨の地域返還について

浦幌町立博物館では、昭和49（1974）年の十勝太若月遺跡第三次発掘調査で出土した、近世（17世紀ころ）と推察されるアイヌ女性の遺骨1体を収蔵してきました。
これに対して、本年4月に文化庁から調査依頼「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨およびその副葬品の保管状況等に関する調査及び意向調査について」があり、以下のなかから当該遺骨の取扱いについて選択を求められることとなりました。

- ①民族共生象徴空間内の慰霊施設への集約
- ②引き続き保管
- ③地域返還
- ④検討中
- ⑤その他

そこで同月、教育委員会内で検討後、地域受入団体である浦幌アイヌ協会と協議をおこない、5月に同教会での受入承諾の回答得たため、ただちに文化庁へ地域返還を回答しました。地域返還を選択した理由は下記の通りです。

1. 博物館として、遺骨を資料として研究や展示に活用する見込みが無い。
2. 博物館で、永続的に遺骨に対して適切な尊厳ある収蔵・保存体制を構築できる状況にない。
3. 町立墓地にアイヌ墓地がある。
4. 地域受入団体として浦幌アイヌ協会があり、北大返還遺骨の受入や祭祀などを執り行ってきた実績がある。
5. 副葬品は引き続き博物館で収蔵・活用することで、浦幌アイヌ協会と合意がもてる。
上記のことから、当町はすでに、ただちに地域返還できる環境にあると判断できる。

これを受け、8月17日（土）に久門教育長、熊谷教育次長、高橋博物館長、持田学芸員が出席して地域返還を実施し、久門教育長から浦幌アイヌ協会の差間会長へ遺骨が手渡されました。遺骨は直ちに町営墓地（浦幌墓園）へ再埋葬をおこないました。

また、併せて副葬品2点についても返還を実施しましたが、副葬品についてはあらかじめ浦幌アイヌ協会から当館へ寄贈いただく手続きをとり、同日より当館常設展示室で公開を開始しました。

また、18日（日）にはイチャルパ（慰霊祭）が挙行され、久門教育長、熊谷次長、高橋館長、持田学芸員が参列しました。

なお、この遺骨は文化財保護法にもとづく発掘調査で得られた埋蔵文化財として、浦幌町教育委員会が発行する十勝太若月遺跡の発掘調査報告書へ記載後、旧郷土博物館、現町立博物館で収蔵してきました。博物館所蔵の埋蔵文化財遺骨の地域返還は、日本では初めてのケースとなります。

また、当館で所蔵する人骨は今回返還した遺骨のみで、現在、所蔵するものはありません。



(上) 浦幌アイヌ協会の差間会長へ遺骨を手渡す久門教育長
(下) 浦幌墓園への再埋葬



十勝太若月遺跡の出土遺骨の地域返還について報じる新聞記事
(毎日新聞北海道版2019年7月24日)

博物館としては「大学からの遺骨返還のタイミングに合わせ、文化財遺骨についても返還したい」と主張。

1. 博物館として研究や展示に活用する見込みが無い。
2. 博物館で永続的に遺骨に対して適切な尊厳ある収蔵・保存体制を構築できる状況にない。
3. 町立墓地にアイヌ墓地がある → 北大からの遺骨返還で整備されたもの。
4. 地域受入団体として浦幌アイヌ協会があり、北大返還遺骨の受入や祭祀などを執り行ってきた実績がある。
5. 副葬品は引き続き博物館で収蔵・活用することで、浦幌アイヌ協会と合意がもてる。

上記のことから、当町はすでに、ただちに地域返還できる環境にあると判断できる。

2019年に文化財遺骨を再埋葬したときの教育委員会への報告書

浦幌町出土遺骨をめぐる裁判

かつて町内で実施された農道整備事業により出土したアイヌ人骨について、その所蔵責任をめぐる浦幌町は永年、浦幌アイヌ協会と裁判で争ってきた歴史がある。

- 1979年に浦幌町十勝太で工事中に出土したとされる遺骨が、札幌医科大学に保存されている。
 - 浦幌町には、当該遺骨の出土経過や札幌医科大学へ遺骨を引き渡したという経緯が記録として残されていなかった。遺骨の出土地域がかつて十勝コタンのあった地域であることから、人骨はアイヌの骨である可能性が高いと推定され、浦幌アイヌ協会が浦幌町や札幌医科大学へ返還を求めた。
 - 浦幌町は、遺骨が町の事業によって出土したものと断定できないことから、遺骨の所有権は町にはないとの立場をとった。札幌医科大学は、当初は浦幌町から譲り受けたアイヌ遺骨だとしていたが、途中から和人の骨である可能性を主張し、その場合は返還先は出土地点の浦幌町であって（行旅死亡人取扱法による）浦幌アイヌ協会への返還はできないとの立場をとった。
 - 浦幌アイヌ協会は札幌医科大学を相手どって裁判を起し返還請求。2018年に裁判所が札幌医科大学所有の遺骨について浦幌町出土のものであると認定。これを受けて浦幌町は浦幌アイヌ協会が埋葬・慰霊を行うことを認め、札幌医科大学に対して遺骨を浦幌アイヌ協会へ引き渡すことを求めるに至り、裁判は和解。遺骨は返還されることとなった。
-



遺骨返還



イチャルパ

浦幌町と浦幌アイヌ協会（現ラポロアイヌネイション）、博物館の立ち位置

町営墓地内のアイヌ墓地と返還遺骨の慰霊碑



- 裁判などの関係もあり、浦幌町と浦幌アイヌ協会との間には一種の緊張関係にあった。
- こうしたなか、博物館は日常的に浦幌アイヌ協会の人々の活動場所となっていたこともあり、アイヌの人々との距離感が近かった。
- 遺骨返還や文化財遺骨の返還などを通じて、博物館と地元のアヌの人々の間に、一種の信頼関係が醸成されていた。



浦幌町と浦幌アイヌ協会、博物館の立ち位置

浦幌アイヌ協会

遺骨再埋葬
ご先祖の遺骨を慰霊する

カムイノミ・イチャルパ

2019年8月
17日(土)~18日(日)
10:00~(雨天決行)

会場 浦幌町浜厚内生活館 浦幌町字チアネオコッペ1-22 ☎013-578-2237
主催 浦幌アイヌ協会 ☎013-578-2216(空閑正樹会長)
主幹 公益財団法人アイヌ民族文化財団

※この事業は公益財団法人アイヌ民族文化財団の助成を受けて行っております。



- 返還遺骨の再埋葬や毎年のイチャルパなどに際して、博物館でも協力するとともに、町への働きかけや、両者の間に入っての調整などの役割を担うことが多い。
- 生活相談面などについても、直接町役場の担当部署へ話を持ち込みづらい空気がある場合には、博物館が間に入るケースもある。
- 博物館の本来業務とは異なるが、町とアイヌの人々をつなぐような役割が期待されているのかもしれない。

アイヌ民族の現在 —— ラポロアイヌネイション



2022年
7月30日(土)
9月25日(日)
10:00~18:00
場所:浦幌町立博物館
申込不要・入場無料
休館日:毎月第1日および9月19日(お盆期間)・8月12日・8月31日・9月20日
共催:浦幌町立博物館・北海道立北方民族博物館・ラポロアイヌネイション

関連事業

伝統儀式

カムイノミ・イチャルバ

8月21日(日)
10:00~12:00
場所:厚内生活館(下記地図参照)
先祖の魂を慰霊する儀式「カムイノミ」と「イチャルバ」が行われます。どなたもご見学いただけます。
主催:ラポロアイヌネイション
(協賛)アイヌ文化財団北海道支部

講演会

北方民族博物館における『アイヌ民族の現在』展

8月20日(土) 14:30~16:00
場所:厚内公民館(下記地図参照)
講師:野口俊彦(北海道立北方民族博物館学芸員)

アイヌの権利問題に取り組む弁護士として

9月10日(土) 16:30~18:00
場所:浦幌町立博物館
講師:山川守弘(山川法律事務所弁護士)

厚内生活館・厚内公民館

厚内公民館

〒089-5614 北海道十勝郡浦幌町字桜町16-1(図書館併設・休場となり)
お申し込み・お問い合わせ:電話 015-576-2009
E-mail: museum@urahoro.jp / urahoro.museum@gmail.com

浦幌町立博物館

北海道立北方民族博物館との 共催で実施した企画展



先住権問題と博物館

- 2023年5月27-28日、浦幌町を会場に、ラポロアイヌネイション主催で国際シンポジウム「先住権としての川でサケを獲る権利～海と森と川に生きる先住民の集い」が開催。
- 開催にあたり、ラポロアイヌネイションから町へ協力の依頼があった。
- 博物館が仲介役となり、担当課（保険福祉課）、教育委員会、教育長、町長と協議の場をもったが、町長判断で「浦幌町は開催に協力をしない」ことを決める。

浦幌でシンポ 各国の事例に学ぶ



アイヌサケ漁どう回復

「集団の権利求め国と条約を」

先住民族の権利や狩猟が人権法の法規制で認められなくなった。アイヌの権利を回復するのかが考えられる。国際シンポジウム「先住権としての川でサケを獲る権利」海と森と川に生きる先住民の集い」が、27、28日、浦幌町で開催された。北米など五つの国・地域から先住民代表や狩猟士の専門家が出席。各国の事例を紹介し、アイヌのサケ漁について意見を交わした。

27、28日、浦幌町で開かれた。各国の事例を紹介し、アイヌのサケ漁について意見を交わした。

主催したアイヌの民 として、周辺のコ だが、集約が持つてい た権利は報告に引き継 げられていると主張す る。

対する国や道は、漁 業権を認める権限はな いとして争っている。

2019年施行のアイヌ 基本法（アイヌを イヌ基本法）はアイヌを 先住民族と明記した が、土地や資源に對す る権利である先住権に は触れていない。

先住民族の自治が同 化政策で軽視された歴 史は世界各地にあり、 今回は複製を主なデー

「狩猟は自然の資源 利用する手段で先住 族の重要な伝統」

アイヌの権利を認め たいことを紹介し、 人だけでなく、 利も認めら くなったと 解説した。

の判決は、 用する ために自

式は、

「アイヌの権利を認めたいことを紹介し、人だけでなく、利も認められた」と解説した。の判決は、用するために自式は、

アイヌの権利を認めたいことを紹介し、人だけでなく、利も認められた」と解説した。の判決は、用するのために自式は、

アイヌの権利を認めたいことを紹介し、人だけでなく、利も認められた」と解説した。の判決は、用するのために自式は、

アイヌの人々と思いと町の立場



浦幌町十勝太でのアシリチェプノミでの丸木舟（伝統捕獲枠でのサケの川漁）。

ラポロアイヌネイション

学術シンポジウムであり、運動のための集会ではない。「先住権とは何か？」について、さまざまな立場の人たちが、世界の事例から共に学ぶ場としたい。海外からの先住民族と、地域の人々との交流の場を設けたい。

浦幌町（町長）

「先住権」を否定するものではないが、「川でサケを獲る権利」は裁判係争中の問題であり、町として今回のシンポジウムには関与しない。また、町長選の時期でもあり、開催時期は私自身が町長ではないので開催を決断できない。

博物館の判断

・博物館としては、「アイヌ民族の現在」展を通じてラポロアイヌネイションの今を紹介する取り組みを既に実施している。

・地域博物館として、地域の先住民族に関する資料や情報を発信する役割、そのための連携は、ICOMの博物館定義や倫理規程に照らしても重要と考えている。

町の意向は残念だが、博物館として独自に「展示」「地域のアイヌ関連史跡の案内」の部分で関わりを持つことを主張し合意を得る。

→結果的に、期間中、公式には（勤務時間中は）シンポジウムに参加することが出来なかったが、展示の設営や野外巡検の案内などで限定して、博物館が関与する場は保った。



シンポジウム会場入口で開催した「ラポロアイヌネイション展」
2023年5月26-28日（浦幌町コスミックホール）

2020 国際博物館の日 International Museum Day

「平等を実現する場としての博物館：多様性と包括性」
“Museums for Equality: Diversity and Inclusion”

ICOM international
council
of museums

5月18日はICOMが提唱する「国際博物館の日」です。2020年の世界共通テーマとして全国の博物館・動物園・水族館等で、この日を中心にさまざまな記念事業が開催されます。



博物館における**展示の自由**

■2022年プラハ大会で改訂されたICOM（国際博物館会議）による博物館の定義

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。

博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。

倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

(ICOM日本委員会による日本語確定訳文)

博物館は町のプロパガンダではない。
「博物館の本質」の観点から独自の判断をすることの重要性

主催
公益財団法人日本博物館協会、ICOM (国際博物館会議) 日本委員会
協賛
花王株式会社 アクティオ株式会社 株式会社イトーキ 株式会社大伴社
タキヤ株式会社 株式会社丹野社 株式会社東京光音
株式会社トーケルメディア開発研究所 株式会社トリアド工房
中村康成株式会社 株式会社乃村工業社
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社美術品輸送カンパニー
株式会社第一成和事務所

2020「国際博物館の日」記念シンポジウム
日時：2020年5月16日(土)
会場：東京国立博物館大講堂
詳細は[こちら](#)にて2020年5月18日(月)までお知らせいたします。



日本博物館協会
Association of Japanese Museums
AJM



2020年「国際博物館の日」のポスター

平等を実現する場としての博物館：多様性と包括性

「地域づくり」にアイヌの歴史は含まれているか？



- いま浦幌で謳われている「地域」観は、120年ほど前の生剛村以降の和人から見た「地域」でしかない。
- 国際先住民条約やアイヌ施策推進法の時代となり、これからの「地域」観には、アイヌの視点が欠かせない。したがって、浦幌のアイヌ史を学ぶ必要があり、何を計画するにもアイヌの人々の視点を忘れてはならない。
- 明治時代、サケ漁を禁じられ、移住や農業化を強制されたアイヌの人々の歴史。和人の入植開拓にあたって、労働力化されたアイヌの人々の歴史。戦後、北海道の先住民族として、自らの権利を獲得するために闘ってきた人々の歴史が、地域づくりの政策に反映されているか？その視点はあるのか？
- これらを学ぶ機会を提供する役割が博物館にはある。
- 近年は「森林認証」などでも、先住民族の権利に配慮が求められている。 → 地域資源の「付加価値」のひとつになる。
→ こうしたことの町政への助言も博物館の役割？

博物館の外収蔵庫（旧小学校の廃校校舎を大型農具等の収蔵庫として博物館が利用している）の一室を利用して開催されている、ラポロアイヌネイション主催の花ゴザ作り教室。

元来は、地域のアイヌ民族の活動拠点として生活館が整備されているべきだが、そうした拠点整備が遅れていることも、博物館を活動の拠点としている現状の背景にある。



アイヌの伝統を活かしたふるさと祭り（白糠町）



- 地域のアイヌの人々の活動拠点を、祭祀空間と展示空間の両機能を併せ持つ形で整備。
- 「白糠町ふるさと祭り」はアイヌの歴史や文化を伝える大切な町の行事に発展。

先住民族への理解を深める入口としてのアイヌ文化



- 上西晴治など、浦幌ゆかりのアイヌの人々や文化の紹介。
- いま浦幌でアイヌの人々が共に生きているという事実をどのように伝えるか？



浦幌町立博物館の今後



アイヌ史やアイヌ文化が専門の学芸員がいる訳ではないので、そうした面での弱さがある。専門性を補えるような、他館や大学との協力関係の強化が重要になってくると考えている。

- 常設展示室におけるアイヌコーナーの作り直し。ラポロアイヌネイションの人々とともに、展示改修を進めていきたい。
- 浦幌町の「社会教育中期計画」や次期「浦幌町教育基本計画」に「アイヌ教育」「アイヌ施策推進法」を盛り込み、地域のアイヌ民族との関わりを町の教育政策の中に正式に位置付けた。今後は、学校教育や社会教育の場で、アイヌ史とアイヌ文化を伝える場を、博物館として推進していく。
- 行政、地域住民とアイヌの人々とをつなぐ役割を果たす。
- 象徴空間、国立アイヌ民族博物館、大学など研究者とアイヌ民族をつなぐ役割を果たす。

北海道の自然や文化を次世代へ伝えるために



私たちひとりひとりの取り組みが重要

アイヌ施策推進法と博物館

（アイヌ施策推進地域計画の認定）

第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 アイヌ施策推進地域計画の目標
- 二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項
- イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
- ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
- ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業
- ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
- ホ その他内閣府令で定める事業